

参考資料3

長環保第68号
平成31年4月12日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 藤井 勇治



(仮称) 余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業
環境影響評価方法書に係る意見について (回答)

平成31年2月6日付け、滋環政第47号で照会のあったことについて、
下記のとおり回答します。

記

1. 総論

(1) 対象事業実施区域内で、過去にスキー場の開発工事に起因すると思われる山肌からの土砂流出及び濁水が発生しました。スキー場は閉鎖されましたが、ゲレンデ、沈砂池や土留めが壊れるなど管理不十分な状態であることから、現在でも周辺から濁水が発生し、高時川、姉川を通じて琵琶湖に流入しています。

そのような状況において、漁業関係者及び農業関係者など多くの市民が風力発電事業による被害発生リスク及び濁水による環境の悪化に大きな不安を感じています。また、近隣地域の住民は、風力発電施設の運用による健康への影響や生活環境の変化についても不安を感じておられると推測します。

こうした当該地域の状況を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を実施し、工事中や供用後の継続的なモニタリング調査の実施及び積極的な公表などを行うことにより、市民の理解とコンセンサスを得て事業を進めること。

(2) 風力発電事業により設置された風車等の施設が、事業者の都合により、適切に管理されない状況となった場合、地域住民は大きな影響を受けることになります。固定価格買取制度による事業期間終了後及び事業継続が困難となった場合の取り扱いについて、具体的でわかりやすい表現・方法を用いて準備書に明記すること。

- (3) 本事業に関し実施された配慮書段階から方法書段階までの説明会については、不十分であるとの意見が見受けられました。このようなことから、事業者は説明会の意義や重要性について十分認識し、市民に広く説明及び情報の提供を行い、風力発電事業に対する不安を払拭するよう努めること。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を最優先とし、安易に代償措置を検討することができないように努めること。
- (5) 今後、準備書を作成する際に、方法書に記載している項目の内容を変更して記載する場合は、変更している部分が具体的に市民にわかるように記載すること。
- (6) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価手法の選定に影響を与える新たな事業が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を実施すること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響について

対象事業実施区域から約 1.6 km の距離に「長浜市立湖北病院中河内診療所」が存在し、その近隣には住家等も存在しています。風力発電設備等の工事中及び供用時の騒音、振動や超低周波音による生活環境への影響について、市民が安心出来るよう十分な調査、予測及び評価を行うこと。

また、騒音等の発生源である風車の選定機種の特徴及び環境影響について詳細に準備書に明記すること。

(2) 水質について

対象事業実施区域は高時川及び琵琶湖の重要な水源であることから、春・夏・秋の3季だけの調査ではなく、冬季（降雪時）においても水質調査を実施すること。また、濁水の発生が懸念される大音波谷川においても水質調査を実施すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境への影響について

対象事業実施区域には、重要な植物群落である「柄ノ木峠付近のブナ林」と「柄ノ木峠のブナーオオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適

切な調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 土砂災害（濁水含む）について

対象事業実施区域及びその周辺は、過去の開発で土砂流出などによる甚大な被害が発生しました。

風力発電設備設置のための作業道を建設する段階から山肌がむき出しになり、土砂崩れ及び川の濁りが心配されることから、その影響についても十分な調査、予測及び評価を実施すること。

また、近年日本各地で過去には想定されなかった集中豪雨が発生していることを踏まえて土砂災害リスクを調査、予測及び評価すること。

(5) 猛禽類の調査について

対象事業実施区域には、イヌワシやクマタカの生息地が存在しており、その営巣地や生活範囲への直接的な影響及び風力発電設備の稼動による衝突事故や移動経路の阻害等、重大な影響が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行うこと。

(6) 夜行性鳥類及び渡り鳥の調査について

対象事業実施区域がラムサール条約登録湿地である琵琶湖などに飛来する渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査を行うこと。

夜行性鳥類及び渡り鳥の調査で使用する集音マイク・ICレコーダーについては、調査に必要な録音能力を有する物を使用し、準備書に使用機種を明記すること。

また、レーダーによる調査を検討すること。

(7) 文化財について

対象事業実施区域内に周知の遺跡「柄ノ木砦遺跡」が所在する。長浜市教育委員会がその保存について対応するので、事前の連絡・協議を長浜市歴史遺産課と行うこと。

(8) 人と自然との触れ合い活動について

自然との触れ合い活動を行っている地元活動団体へのヒアリングを、複数回実施して活動内容を調査すること。

(9) 断層の影響について

対象事業実施区域付近には、柳ヶ瀬断層が存在しており、地震発生時のリスクについて想定し調査、予測及び評価すること。

(10) 工事車両および資材運搬車両の通行について

本事業の工事車両や資材運搬車両の通行による騒音・振動により、近傍住民の生活環境に影響がないように十分な調査、予測及び評価を行うこと。
また、関係車両の通行について、交通安全対策を十分に検討すること。